令和６年８月２０日
全員協議会　資料①
教育委員会事務局　教育総務室

（仮称）名張市中学校給食センター
整備運営事業

実施方針（案）

令和６年　月　日

名張市

三重県名張市（以下「市」といいます。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」といいます。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」といいます。）に基づく事業として実施することを予定しています。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」といいます。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものです。

ー目次ー

第１　特定事業の選定に関する事項 4

1　事業内容に関する事項 4

2　特定事業の選定及び公表に関する事項 8

第２　事業者の募集及び選定に関する事項 9

1　事業者選定に関する基本的事項 9

2　事業者の募集及び選定の手順 9

3　応募者の備えるべき参加資格要件 11

4　審査及び選定に関する事項 15

第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 16

1　責任分担に関する基本的な考え方 16

2　予想されるリスクと責任分担 16

3　市による事業の実施状況の監視（市のモニタリング） 16

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 20

1　立地条件 20

2　施設要件 20

第５　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 20

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 20

1　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 21

2　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 21

3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 21

4　金融機関と市の協議（直接協定） 21

5　その他 21

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 21

第８　その他特定事業の実施に関し必要な事項 22

1　議会の議決 22

2　応募に伴う費用負担 22

3　実施方針に関する問合せ先 22

第１　特定事業の選定に関する事項

１　事業内容に関する事項

(1)　事業名

（仮称）名張市中学校給食センター整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

(3)　公共施設の管理者の名称

名張市長　北川裕之

(4)　事業の目的

市は、「名張市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」とした平成 29 年 2 月の「名張市学校施設整備の方向性」の検討結果を踏まえ、令和 4 年度に基本構想を作成しました。また、令和 6 年 2 月には、施設の整備に必要となる基本的な事項を取りまとめた「名張市中学校給食実施に係る基本計画」を策定し、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、(仮称)名張市中学校給食センターの新設を行うこととしました。

本事業は、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入し、実施するものです。

(5) 本事業の基本的な考え

市は、中学校給食において学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）への対応及び効率的な事業運営を実施するため、将来生徒数の減少や、安全安心な学校給食を継続的な提供に必要な施設整備など、様々な観点から検討し、令和 6 年 2 月に「名張市中学校給食実施に係る基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。

基本計画に基づく本事業の基本的な考えは以下のとおりです。

ア　安全安心な学校給食の提供

■適切な衛生管理環境・体制の構築

・安全安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）」に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築します。

■食物アレルギー対応

・食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための調理施設や体制等を整えます。

イ　栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

■中学生にふさわしい献立

・中学生は心身の成長が著しい時期であることから、健康の増進及び食育の推進を図るために望ましく栄養バランスが取れた献立を提供し、食生活を豊かにします。

■魅力的な学校給食

・学校給食によって、必要な栄養素及びエネルギーを効果的に摂取できるよう、味、食感、提供

温度に配慮し、旬の食材や素材の持ち味を生かした魅力的な学校給食を目指します。

■手作りを基本とした給食

・現在、市立小学校で実施している学校給食と同様に、中学校給食においても手作り給食（ハンバーグやフライ等）を実施できるよう、調理施設や体制等を整えます。

ウ　持続可能な学校給食の提供

■持続的に安定した学校給食の提供

・学校給食サービスの質の確保及び持続的に安定して提供するために適正な事業規模を維持し、官民の適正な役割分担の下で、民間活力の有効活用を目指します。

■SDGs に貢献できる学校給食

・学校給食施設は大量にエネルギーを消費する施設であり、調理ごみや残渣等の廃棄物が生じる施設であることに鑑み、ハード・ソフト両面の対策によって、SDGs に貢献できる学校給食の実現を目指します。

■将来変動にも対応できる学校給食

・持続可能な学校給食を実現するため、現在の状況だけでなく、将来起こり得る生徒数の増減にも柔軟に対応することができる学校給食施設や体制を整えます。

■災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

・災害時においても学校給食施設の被害を最小限に抑え、早期復旧を可能とし、また、学校給食を早期に再開・継続することができる体制を整備するとともに、食材を含む救援物資や地域防災計画を踏まえ、地域貢献ができる学校給食施設を目指します。

エ　中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成

■生きた教材となる学校給食

・生徒が将来に向けて健康の維持・増進を目的に、正しい食生活の知識を習得し、自分の体に必要な食事を自分で選択できる力を養うことや、食事を通してより良い人間関係を身に付けることができるよう、学校給食を生きた教材とし、健全な食生活の基礎づくりを目指します。

■様々な食体験ができる学校給食

・学校給食を通して、行事や季節、多様な文化に触れることができる食体験や食事のマナー等の社会性の育成を目指します。

■地域とつながる学校給食

・ 献立の作成と給食の食材の選定に当たっては、名張市産や三重県産等の地場産の食材や地域の特色のある料理を積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育みます。

■食環境を整える学校給食

・生徒は、家庭によって生活環境が大きく異なるため、学校給食を実施することで成長期の生徒の食環境を整えます。

(6) 事業の手法

本事業はPFI 法に基づき市が所有する土地に事業者が施設の整備等を行い、施工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

(7) 事業の内容

ア　施設概要

(ｱ)　事業用地　名張市青蓮寺 2723 番地

(ｲ)　敷地面積　約 6,000 ㎡

(ｳ)　提供食数　1 日当たり最大 2,500 食

(ｴ)　対象学校　5 校（中学校 5 校）

イ　事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 24 年 7 月末までとします。

なお、当該事業期間終了日以降の本件施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴取し、市が事業期間内に決定します。

ウ　業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

(ｱ)　施設整備業務

- 事前調査業務
- 設計業務
- 建設業務
- 工事監理業務
- 配送校整備支援業務
- 調理設備調達業務
- 調理備品調達業務
- 食器・食缶等調達業務
- 事務備品調達業務
- 配送車調達業務
- 近隣対応・周辺対策業務
- 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- 中間検査・竣工検査及び引渡し業務
- その他施設整備業務を実施する上で必要な業務

(ｲ)　開業準備業務

- 各種設備・備品等の試運転
- 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- 開業準備業務期間中の施設の維持管理
- 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- 従業員等の研修
- 調理・配送・回収リハーサル
- 給食提供訓練業務
- 試食会の開催支援
- パンフレットの作成
- 映像紹介資料の作成
- その他開業準備業務を実施する上で必要な業務

(ｳ)　維持管理業務

- 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含みます。）

・ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含みます。）
・ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含みます。）
・ 各種備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充業務を含みます。）
・ 清掃業務
・ 警備業務
・ 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含みます。）
・ 長期修繕計画作成業務
・ その他維持管理業務を実施する上で必要な関連業務

(ｴ) 運営業務

・ 食材検収補助・保管業務
・ 調理業務（アレルギー対応食を含みます。）
・ 配送・回収業務
・ 配膳業務
・ 洗浄消毒等・廃棄物処理業務
・ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充業務を含みます。）
・ 食器・食缶等保守管理業務
・ 配送車維持管理業務
・ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含みます。）
・ 食育支援業務
・ 広報支援業務（見学者対応支援含みます。）
・ その他運営業務を実施する上で必要な業務

（参考）運営に関して市が実施する業務は次のとおり。

・ 献立作成・栄養管理業務
・ 衛生管理点検業務
・ 食材調達業務
・ 食材検収業務
・ 検食業務
・ 食数調整業務
・ 広報業務
・ 食育業務

エ　事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業です。

(ｱ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払います。

(ｲ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ｱ)の施設整備一時支払金を控除した額を割賦料として維持管理・運営期間に渡り割賦方式（元利均等方式）により、事業者に支払います。

(ｳ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払います。なお、対価の金額は、物価変動に基づき、見直しを行います。

(ｴ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとします。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用を含み、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用を含むことを想定していますが、詳細については募集要項等で提示します。

(8) 事業の実施スケジュール（予定）

ア	優先交渉権者の決定	令和７年５月
イ	事業契約の締結	６月
ウ	本件施設の設計・建設	事業契約締結日～令和９年６月
エ	本件施設の引渡し	令和９年７月
オ	開業準備期間	７月～８月
カ	維持管理・運営期間	９月１日～令和 24 年７月末（約 15 年間）

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、関係法令等を遵守することとします。

２　特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に実施されるものをいいます（PFI 法第２条第２項）。

(1) 選定方法

市は、自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に本事業を特定事業として選定します。

選定基準は、次のとおりです。

ア　施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ　市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 評価の手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行います。

ア　市の財政負担見込額による定量的評価

イ　PFI 事業として実施することの定性的評価

ウ　事業者に移転するリスクの評価

エ　アからウまでによる総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、名張市ホームページ（以下「市ホームページ」といいます。）で速やかに公表します。また、本事業を特定事業として選定しないとした場合においても同様に公表します。

(4) 提案限度額

提案限度額は、募集要項等で公表する予定です。

第２　事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者選定に関する基本的事項

(1)　選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階までの各業務を通じて、高い技術力、事業マネジメントのノウハウや効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となります。したがって、事業者の募集及び選定に当たっては、費用のみならず技術提案を重視する「公募型プロポーザル方式」により行うものとします。

(2)　選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成する「(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）を設置します。選定委員会では、事業者からの提案の審査及び評価を行います。

２　事業者の募集及び選定の手順

(1)　事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりとします。

令和６年９月	実施方針の公表、事前エントリー制度の受付
12 月	特定事業の選定・公表 民間事業者の公募及び募集要項等の公表
令和７年１月上旬頃	募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送校見学会の開催 募集要項等に関する質問の受付締切
２月上旬頃	募集要項等に関する質問の回答
２月中旬頃	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
３月上旬頃	参加資格審査結果の通知
４月中旬頃	提案書類の受付締切
４月下旬頃	提案書類に関する民間事業者ヒアリング等
５月上旬頃	優先交渉権者の決定及び公表
５月下旬頃	基本協定の締結 仮契約締結
６月下旬頃	事業契約締結

(2)　応募手続等

本事業の募集に参加する事業者（以下「応募者」といいます。）は、以下の手続等を確認の上、必要な手続を行うこととします。

ア　事前エントリー制度の受付

本事業への応募を検討している企業に対し、円滑な事業参画の促進を図ることを目的に、関心のある企業を募集、登録及び公表する事前エントリー制度（以下「本制度」といいます。）を実施します。

なお、本制度への参加は本事業への応募の条件ではありません。また、本制度への参加により本事業に関して有利となる条件を付すものではなく、事業受託を約束するものではありません。詳細は、「事前エントリー制度実施要領」として、市ホームページにおいて公表します。

イ　事業者の公募及び募集要項等の公表

市は、特定事業の選定を踏まえ、募集要項、様式集、要求水準書、事業契約書（案）、基本協定書（案）及び審査基準（以下これらを「募集要項等」といいます。）を公表します。募集要項等の公表以降の予定は、随時、市ホームページにおいて公表します。

ウ　募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送校見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会、現地見学会及び配送校見学会を必要に応じて開催します。

エ　募集要項等に関する質問の受付

市は、募集要項等の内容等に関する質問を受け付けます。

オ　募集要項等に関する質問の回答

市は、募集要項等の内容等に関する質問に対する回答を、市ホームページにおいて公表します。

カ　参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受けてください。

キ　参加資格審査結果の通知

市は、参加資格審査の結果を応募者に通知します。

ク　参加資格がないとされた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、その理由について、書面により説明を求めることができます。市は、説明の求めがあった場合は、当該理由に係る回答を行います。

ケ　提案書類の受付

市は、本事業に関する提案書類を受け付けます。提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項において提示します。

コ　優先交渉権者の決定・公表及び事業契約の締結

市は、提出された提案書類及び提案価格による選定委員会の審査結果を経て、優先交渉権者を決定します。優先交渉権者は、市と基本協定を締結した後、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を市内に設立し、市と仮契約を締結します。市は、市議会の議決を経た後、SPC と事業契約を締結します。

3　応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア　　応募者は、本件施設を設計する企業（以下「設計企業」といいます。)、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」といいます。)、本件施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」といいます。)、本件施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」といいます。)、及び本件施設を運営する企業（以下「運営企業」といいます。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし（以下応募グループを構成する者を「構成員」といいます。)、応募者グループの代表企業を定めます。この場合、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とします。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとします。（当該業務以外の業務を実施する企業は、以下「その他企業」といいます。）

（ア）　設計企業：施設の設計業務

（イ）　建設企業：施設の建設業務

（ウ）　工事監理企業：工事監理業務

（エ）　維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備維持管理業務

（オ）　運営企業：調理業務、洗浄等処理業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送/回収業務、廃棄物処理業務又は資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできます。

イ　同一の企業が複数の業務を実施することができますが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面で関係のある者若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできません。(「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいいます。以下同じ。）

ウ　応募者の構成員は以下の定義により分類されます。

（ア）　代表企業：SPC から直接業務の受託又は請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し、応募手続を行う者

（イ）　構成企業：SPC から直接業務の受託又は請負をし、かつ SPC に出資する企業

（ウ）　協力企業：SPC から直接業務の受託又は請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ　応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援又は協力することは可能とします。

オ　応募者は、市との仮契約の締結までに、市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとします。SPC は、会社法の定める株式会社とします。

カ　代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能ですが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とします。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の

設定その他一切の処分を行ってはなりません。

キ　応募者の構成員は、SPCから受託し、又は請け負った業務の一部について、第三者に委任し、又は下請負人を使用することができますが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市の承諾を得るものとします。

(2) 応募者の参加資格要件

ア　設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合は、全ての企業が（ｱ）及び（ｲ）の要件を満たし、かつ、少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

（ア）　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）　「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一般」の登録があること。

（ウ）　市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築かつ延床面積が1,900㎡以上の公共施設（平成26年4月以降に竣工したものに限ります。）の実施設計を完了した実績を有していること。

（エ）　ドライシステムの学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）に定める義務教育諸学校の共同調理場をいいます。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

（オ）　HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

イ　建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が（ｱ）及び（ｲ）の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア）　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ）　「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一式工事」の登録があり、市内に主たる営業所（本社・本店のことをいいます。）を有している企業（以下「市内企業」といいます。）にあっては令和6年度の名張市の条件付き一般競争入札の格付けがランク1であり、それ以外の者にあっては建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が1,000点以上であること。

（ウ）　平成26年4月以降に新築かつ延床面積が1,900㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JVで施工した場合、JVの構成員数が3者以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については施工実績とみなす。

ウ　工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、全ての企業が（ｱ）及び（ｲ）の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア）　建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）　「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一般」の登録があること。

（ウ）　市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築かつ延床面積が1,900㎡以上の公共施設（平成26年4月以降に竣工したものに限ります。）の工事監理実績を有していること。

（エ）　ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有していること。

エ　運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

（ア）　「名張市入札参加資格者名簿」において、「給食業務」の登録があること。

（イ）　ドライシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルの適用施設、かつ2,000（食/日）以上の提供能力のある施設の運営実績を有していること。

オ　維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

「名張市入札参加資格者名簿」の登録があること。

カ　その他企業の参加資格要件

その他企業は、次の要件を満たしていること。

業務を行うに当たり必要な資格、許可等を取得している又は取得予定であること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできません。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ「名張市建設工事等資格停止措置要領」（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を公募の開始から選定のための提案内容のヒアリングを行う日までの期間受けている者

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除きます。）

エ　破産法（平成16 年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者

オ　法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

カ　次の（ｱ）から（ｶ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア)　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ)　暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ)　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

(カ)　本事業に必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又は当該者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりです。

・株式会社　長大

・内藤・さきくさ法律事務所

ク　市が本事業のために設置する事業者選定委員会の委員又は当該委員と資本面若しくは人事面において関係がある者

ケ　ＰＦＩ法第９条に示される欠格事由に該当しない者

(4) 地域経済への配慮

構成企業又は協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の活性化を図ることとします。

なお、市内企業の起用や地域経済の振興に対する取組について具体的な提案をした事業者には、審査において加点評価の対象とすることを想定しています。

(5) 参加資格の確認基準日

参加資格の確認は、参加表明書の受付締切日とします。

(6) 参加資格の確認基準日以降の取扱い

参加資格の確認後は、応募者の構成員の変更及び追加は原則として認めません。ただし、参加資格確認後、事業契約締結の日までの間に応募者の構成員が上記の参加資格要件を欠くこととなった場合には、次のとおりとします。

ア　構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。

イ　構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は構成員の変更を認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とします。

(7) 提案書類の取扱い

ア　著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本事業の公表をする場合その他市が必要と認める場合には、市は事業者及び事業者に選定されなかった応募者と協議の上、事業者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。また、事業者に選定されなかった応募者の提案書類については、本事業の公表以外には使用しません。

なお、提出を受けた提案書類は返却しません。

イ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。

4　審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

市は、応募者が提出した提案書類の評価を行うため、学識経験者及び市職員等から構成される選定委員会を設置します。選定委員会では、総合的に提案書類の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定します。また、審査にあたり、応募者に対するヒアリングを実施する予定です。

(2) 審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者（代表企業）に通知します。

イ　提案書審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、順位を決定します。総合評価とは、応募者が提出した書類に示す提案内容について評価項目ごとに得点化し、合計得点（総合評価点）について最も多くの委員が最高得点とした提案を行った応募者を最優秀提案として選定し、総合評価点の高い順に順位を決定します。なお、評価項目や評価方法は、「審査基準」に示します。

ウ　審査事項

審査事項は「審査基準」に示します。

エ　審査結果

審査結果は公表します。

第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として、事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではありません。

２　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として、リスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示します。

３　市による事業の実施状況の監視（市のモニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行います。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定めます。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営が十分ではない場合、市は事業者に対して是正指示又は是正勧告等の対応を行い、改善策の提出及び実施を求めるとともに、必要に応じてサービスに対する支払いの減額等を行うことができることとします。なお、要求水準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、事業契約書（案）に定めます。

表　リスク分担表（案）

○ … 主分担 △ … 従分担

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	参加手続	1	募集要項の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動	○	
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ（※1）	○	○
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ（※2）	○	○
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に掛かる費用		○
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	23	不可抗力による損害（※3）	○	△
契約前	応募費用	24	本事業への応募に掛かる費用		○
	契約の未締結・遅延	25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		26	議会の議決が得られない（※4）	△	△
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合	○	
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	31	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	33	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		34	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	35	本件施設事業用地確保に関するもの	○	
		36	本件施設事業用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	37	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		38	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質･地盤	39	当初調査では予見不可能な地質･地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	40	市の帰責事由によるもの	○	
		41	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	42	市の帰責事由によるもの	○	
		43	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	44	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	45	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	46	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・運営	運営開始の遅延	47	市の帰責事由によるもの	○	
		48	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	49	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	50	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	51	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	52	市の帰責事由によるもの	○	
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	54	市の帰責事由によるもの	○	
		55	経年劣化によるもの		○
		56	不可抗力を除く事故･災害による施設の損傷		○
	契約不適合責任	57	権利行使期間内		○
		58	権利行使期間終了後	○	
	需要変動	59	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		60	生徒数、教職員数の変動によるもの（※5）	○	△
		61	残渣の変動		○
	食中毒	62	検収時における食材の異常	○	
		63	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合（※6）	○	○
		64	調理、配送、配膳業務に起因する場合		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	異物混入	65	検収時における食材の異常	○	
		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する食材の異常（※6）	○	○
		67	検収後の保存方法に起因する食材の異常		○
		68	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		69	調理・配送における異物混入等		○
	食物アレルギー対応	70	食物アレルギーを持つ児童等の情報収集不備、アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		71	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		72	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	73	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		74	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		75	調理の遅延によるもの		○
		76	事業者の交通事故による遅延		○
		77	市が調達した食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	78	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		79	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	80	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	81	事業の終了手続に掛かる諸費用に関するもの及び SPC の清算手続に伴うもの		○

（※1）建設業務では 1,000 分の 15 以下の物価変動は事業者が負担することを予定しています。

（※2）維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、1,000 分の 15 以下の物価変動は事業者が負担することを予定しています。なお、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の光熱水費については、市の負担とします。

（※3）サービス対価の 100 分の 1 以下の損害は、事業者が負担することを予定しています。

（※4）事業者及び市は、自らに発生する費用を負担します。

（※5）事業期間中に基本計画に示した生徒数の推移と乖離して一定数以上の給食数が増減する場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとします。

（※6）詳細は発生事象により、協議できるものとします。

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　立地条件

（1）事業用地　名張市青蓮寺 2723 番地（用地の詳細は募集要項等にて示します。）
（2）用途地域　無指定地域
（3）建ぺい率　60％
（4）容積率　200％
（5）敷地面積　約 6,000 ㎡

２　施設要件

本施設に必要な機能は、次表のものを想定しています。
詳細は、要求水準書に記載します。

区分区域		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、魚肉類下処理室・卵処理室、野菜類下処理室、食品庫、計量室、食油庫、廃棄物庫、洗浄室、米庫、洗米室、汚染区域用器具洗浄室、残渣室、回収風除室、物品倉庫、冷蔵庫（室）・冷凍庫　等
	非汚染作業区域	上処理室、煮炊き調理室、焼物・揚げ物室、アレルギー等対応調理室、和え物室、炊飯室、手作り準備室、非汚染区域用器具洗浄室、コンテナ室、配送風除室　等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室、市職員用更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ、備蓄倉庫、配送員控え室、倉庫　等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用玄関、市職員用トイレ、給湯室、書庫　等
	共用部分	会議室兼調理研修室兼見学室、来客用トイレ、多目的トイレ、廊下等、本件施設のその他出入口　等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用トイレ、等
付帯施設		機械室・電気室・ボイラー室、受水槽、ゴミ置場、駐車場、駐輪場、事業用地内通路、門扉及び塀、防火水槽、災害用備蓄倉庫、除害施設・合併浄化槽　等

第５　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合､市と事業者は､誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的措置に従います。

また、事業契約に関する紛争については、名張市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第１審の専属管轄裁判所とします。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を取ることとします。

1　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正指示又は是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出又は実施を求めることができます。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができます。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができます。

(3) 前号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

2　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解約することができるものとします。

前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合は、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議することとします。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとします。

4　金融機関と市の協議（直接協定）

本事業が適正に履行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結します。

5　その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定めます。

第７　法制上又は税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 法に規定する法制上又は税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者がそれらの措置又は支援を受けることができるよう努めます。

また、市は、本事業に係る交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、当該交付金又は地方債の起債の申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第８　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和6年12月定例議会に提出、事業契約の締結に関する議案を令和7年6月定例議会に提出する予定です。

２　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とします。

３　実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとします。

担当部署：名張市教育委員会事務局　教育総務室
所在地　：三重県名張市鴻之台1番町1番地
メールアドレス：kyouiku@city.nabari.lg.jp
電話　　：0595-63-7873